

物品調達に係る入札結果の公表に関する要領

平成21年3月12日制定

令和4年10月31日最終改正

[財務部契約検査課]

(目的)

第1 この要領は、財務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）が入札に付した物品（工事に係る土木、建築資材を除く。以下同じ。）の買入れ、製造の請負及び修繕（以下「物品調達」という。）について、その契約における入札結果を公表することにより、入札の公正を確保し、もって入札の一層の適正化を図ることを目的とする。

(公表対象)

第2 公表の対象は、契約検査課が競争入札により発注する物品調達とする。

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 入札日及び場所
- (2) 件名
- (3) 入札者の商号又は名称及び入札金額
- (4) 落札者の商号又は名称及び落札金額

(入札不調時の取扱い)

第4 入札等が不調になった場合は、不調になった旨のみ公表する。

(公表時期)

第5 公表は、入札執行後速やかに行うものとする。

(公表方法)

第6 公表は、次項及び第3項の規定により書面を公衆の閲覧に供し、市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

2 書面による閲覧は、物品入札結果一覧表（第1号様式）又は入札（見積）結果（第2号様式）により、契約検査課に設置する閲覧所及び政策開発部広聴広報課市政情報センターにおいて行うものとする。

3 書面による閲覧の時間は、郡山市の休日を守る条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約を締結した日の属する年度及び翌年度までとする。

(閲覧書類の保存期間)

第8 閲覧書類の保存期間は、5年間とする。

(補則)

第9 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年2月23日から施行する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年11月1日から施行する



